

災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日から 新たな避難情報に変わりました。

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「**避難指示**」に一本化されます。

今後は、大雨等で災害発生のおそれが高い状況で、町から**警戒レベル4「避難指示」**が発令された場合は、**危険な場所から必ず避難してください。**

また、高齢の方や障がいのある方、乳幼児のいるご家庭など、避難に時間がかかると思われる方は、町から警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたらできるだけ避難行動を開始してください。

令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確報したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
4	<b>避難指示※2</b>	避難指示(緊急) 避難勧告
3	<b>高齢者等避難※3</b>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を把握に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発生される危険ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて避難の行動を促すため、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保**の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「離」を「避」けること。下の4つの行動があります。

安全な親戚・知人宅への立退き避難

屋内安全確保

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

安全な親戚・知人宅への立退き避難

屋内安全確保

普段からどう行動するか決めておきましょう

3つの条件が確認できれば浸水の危険がなくても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 避難場所等指定区域に入っていない(入っていると...)

② 浸水深より居室は高い

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)

④ 家内・家具等は指定区域外へ移動させる

⑤ 水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

避難時の屋外の移動は最も危険です。やむを得ず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況を十分に確認して下さい。

☆新たな避難情報に関するポスター・チラシ (PDF 形式 : 546.6KB)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf)

★避難情報に関するガイドラインの改定 (令和3年5月10日)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)